

## 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定 に向けた検討状況について

### 1. 現状

我が国に在留する外国人は、293万人(出入国在留管理庁,令和元年末)と過去最高を記録し、人口比も2%を超えて増加傾向にある。在留外国人の中長期的な滞在及び定住化の傾向が進み、来日当初の基本的な生活上の基盤を形成するために必要となる日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになっている。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、平成22年に国語分科会で策定された「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(以下、「標準的なカリキュラム案」という。)が活用されている。

「標準的なカリキュラム案」は、「基本的な生活基盤を形成するために必要であり、安全にかかわり緊急性があるもので、やりとりが複雑でないと考えられるもの」と「その際、情報として知っておく必要があると考えられるもの」が生活上の行為の事例の中から121事例選ばれ、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」として「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「技能」が示されている。

地域における日本語教育を担う人材については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月国語分科会)において、地域日本語教育コーディネーター、「生活者としての外国人」に対する日本語教師(初任)、日本語学習支援者が示され、これらの日本語教育人材が多様な機関と連携して担うモデルが示されている。

外国人材の受入れにおいては、在留資格「特定技能」等で入国する場合など、一定の日本語能力が課せられるようになった。

国語分科会日本語教育小委員会において、CEFR(ヨーロッパ言語教育参照枠)を参考に「日本語教育の参照枠」一次報告が取りまとめられた。

日本語教育の推進に関する法律に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月閣議決定)では、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされ、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、標準的なカリキュラム案について、検証を行い、改定を行う」とされた。

### 2. 課題

標準的なカリキュラム案に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」は、平成22年に策定されたものであることを考慮し、社会状況の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要である。

在留外国人の定住化の傾向を踏まえ、子育てや就労に関する日本語教育が求められると考えられるが、標準的なカリキュラム案にはそれらの項目に基づいた「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」が挙げられていない。

「標準的なカリキュラム案」では、日本語の熟達度を示すレベルは示されていない。特定技能等、一定の日本語能力(A2相当)を身に付けた上で来日する外国人が増えることを想定し、学習の目安となる日本語のレベルを示す必要がある。

「標準的なカリキュラム案」では、教材例集は示されているものの、具体的な教育内容や教材は地域の実情に合わせて設定・作成することが求められている。しかし、地域によっては日本語教育人材の不足等によって教材の作成が難しいといった声がある。

生活に必要な日本語教育の内容等は、「標準的なカリキュラム案」のほか、(独法)国際交流基金日本語国際センターが開発した「JF 生活日本語 Can-do」がある。生活に必要な日本語教育は、国内・海外を問わず必要とされ学習されることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえて連携を図ることが必要である。

### 3. 検討事項

- (1) 「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて
  - ・ 「日本語教育の参照枠」一次報告で提示された「標準的なカリキュラム案 Can do」(試案)のレベル分けを参考としたレベルの検討
  - ・ 「自立した言語使用者」に相当するレベルの検討
- (2) 「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例について
  - ・ 現行の生活上の行為の事例の見直し
  - ・ 「子育て・教育を行う」「働く」の生活上の行為の事例追加
- (3) 「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について
  - ・ 「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「4技能(話す、聞く、読む、書く)」の学習項目の要素の見直し
- (4) 「標準的なカリキュラム案 Can do」の作成について
  - ・ 生活上の行為の事例に基づく Can do の追加・見直し
  - ・ 「自立した言語使用者」に相当するレベルに対応した Can do の作成
  - ・ 「子育て・教育を行う」「働く」の生活上の行為の事例に基づく Can do の作成

### 4. 検討方法

3. 検討事項に基づき、調査研究(次ページ参照)を実施し、その結果を基に「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討を行う。

### 5. 想定される成果物

- (1) 「日本語教育の参照枠」の分野別の言語能力記述文「生活 Can do」に収録される Can do の提示
- (2) 「生活 Can do」に基づく「学習項目の要素」の提示

## 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関する 調査研究について

本調査研究は、令和 2 年度日本語教育総合調査「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」の改定のための基礎調査及び生活 Can do 作成業務として実施する。

### 1. 実施期間

令和 2 年 1 1 月～令和 3 年 3 月

### 2. 内 容

#### (1) 実態調査

##### 目 的

平成 22 年に示された「標準的なカリキュラム案」に掲載されている「生活上の行為の事例」の見直しのため、外国人を対象に「生活上の行為の事例」に示された項目に接する頻度調査等を実施する。

対象者：日本語を学ぶ外国人 文化庁事業実施団体等に協力を依頼。回収 955 名。

方 法：ウェブアンケート

実施期間：令和 3 年 2 月 4 日～2 月 2 3 日

翻訳言語：11 言語

英語、中国語(簡体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、ネパール語

##### 調査内容

- ・基礎情報(年代、性別、15 歳以下の子供の有無、出身国、在留資格、居住地域、言語、滞日年数、職業、日本語使用状況等)
- ・各項目について、生活の中での遭遇頻度、日本語での達成状況、できるようになりたいか等の希望の回答を求める。

#### (2) 現行の「標準的なカリキュラム案」の「生活上の行為の事例」の見直し

- ・「標準的なカリキュラム案」を活用して作成された教材(約 300 点)の分析  
(平成 24～令和元年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業活用)
- ・実施団体へのヒアリング(5 件程度)
- ・「標準的なカリキュラム案」についての課題等の収集

#### (3) 「標準的なカリキュラム案」の「生活上の行為の事例」に基づく Can do 等作成

標準的なカリキュラム案の「生活上の行為の事例」(約 1,300 項目)のうち、以下の 2 項目を除く約 800 項目の Can do 等を作成。

- ・「日本語教育の参照枠」一次報告収録の「標準的なカリキュラム案 Can do」(試案)と重複する項目
- ・「子育て・教育を行う」「働く」に関する項目(令和 4 年度に検討予定)